



保育施設（※４）の対応

関係機関へ迅速に連絡

□ ● ●課へ連絡 ※職員の場合は● ●課へも連絡
◆ 保育施設における対策（全般）についての支援
・ 患者発生時の対応 ・ 配付文書への助言 …等

連携

り患者のプライバシー保護及び人権的配慮に努める

- ◆ 保健所、学校医・嘱託医、●●部と連携し適切な対応ができるようにする
- ・ 感染拡大防止策の実施
〔保健所の指示のもと実施〕
 - ・ 情報の収集
…り患者の園での活動や、症状の出現状況等
 - ・ 接触者のリストアップ
 - ・ 在園児等及びその保護者への情報提供
 - ・ 登園前の健康観察等に対する協力依頼等の文書の配付〔学校医・嘱託医の助言のもと実施〕
 - ・ 必要に応じて接触者に対する出席停止等の措置を行う
 - 職員の出勤については保健所の指示に従う
 - 疑わしい症状がある者には、速やかに学校医・嘱託医又は医師の診断を勧めるなど、指導・助言を行い、適切な処置を講じる
- ・ 対応窓口の一本化
 - 保健所及び●●部と、情報開示内容等について打合せを実施
…等

連携

連携

□ 保育施設所在地の保健所（大阪府、中核市）
又は保健センター（大阪市、堺市）へ連絡
◆ 主に感染拡大予防について指示・助言

- ・健康観察期間
- ・感染拡大予防対策
- ・新型コロナウイルスに関する専門的な情報

□ 学校医・嘱託医へ連絡

- ◆ 健康観察や出席停止等についての指導助言
- ・出席停止について [学校保健安全法第19条]
当該疾患にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等がある時は政令で定めるところにより、出席を停止することが出来る。
(※3)

健康觀察期間

※1 医療機関にて検査結果待ち等、確定していない段階
ただし、医療機関を受診していない場合でも、発熱（37.5℃）及び呼吸器症状があり、かつ2週間以内に武漢市を含む湖北省にいた方、又は2週間以内に湖北省にいた方で上記症状がある方と接触のあった方も疑いに含めることとする（R02.02.03時点）

※2 健康観察期間等は保健所の指示に従う。

※3 出席停止の基準：学校保健安全法施行規則第19条第一項、第四項、第五項、第六項に記載
※4 保育施設とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業及び認可外保育施設を指す